

東濃地域医師確保奨学資金等選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例施行規則（平成20年規則第1号。以下「規則」という。）第6条の規定による貸付けの決定等に係る審査を行うため、東濃地域医師確保奨学資金等選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、管理者の求めに応じて、東濃地域医師確保奨学資金等（以下「奨学資金等」という。）の貸付けの決定等に係る審査を行い、その結果を管理者に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 東濃西部広域行政事務組合参事
 - (2) 東濃保健所長
 - (3) 多治見市、土岐市、中津川市及び恵那市の医療担当部長又は病院事務担当部長
 - (4) 瑞浪市の医療担当部長
 - (5) 東濃厚生病院事務局長
- (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、東濃西部広域行政事務組合参事をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その会務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 5 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(医師確保担当者会議)

第6条 次に掲げる事務を行うため、委員会に医師確保担当者会議（以下「担当者会議」という。）を置く。

- (1) 奨学資金等の貸付けの決定等に係る事前審査に関すること。
 - (2) 奨学資金等の貸付けの条件及び償還に関すること。
 - (3) その他奨学資金等の貸付けについて必要と認めること。
- 2 担当者会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 多治見市、土岐市、中津川市及び恵那市の医療担当課長並びに病院事務担当課長

(2) 瑞浪市の医療担当課長

(3) 東濃厚生病院事務担当課長

3 必要に応じ、担当者以外の者を担当者会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、東濃西部広域行政事務組合事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。